

「⑦ 給与支払報告書（総括表）」の記載要領

令和6年中に給与・賃金などを支払った法人及び個人事業主の方は、従業員の皆さまから提出される「基礎控除申告書・配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書」「扶養控除等申告書」「保険料控除申告書」等に基づいて、下記により提出をお願いします。

1. 提出物
- 給与支払報告書（総括表） 1部
 - 給与支払報告書（個人別明細書） 各1部
 - 必ず「⑦給与支払報告書（令和6年分）」様式を使用のこと
 - 普通徴収理由書 1部
 - *特別徴収できない受給者がある場合のみ

2. 提出先 〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号
佐世保市役所 市民税課 市民税第二係

3. 提出期限 令和7年1月31日（金）（必着）

4. 提出していただく給与所得者の範囲
令和7年1月1日現在、佐世保市に居住の方で、令和6年中における給与受給者全員。なお、次の方も対象となりますのでご注意ください。

- 確定申告をされる予定の方
- 年内給与収入が2000万円超の方
- 役員報酬・パート・アルバイト・乙欄該当者
- 年末調整未済の方・中途退職された方

5. 提出方法 紙またはeLTAX
※給与支払報告書は、基準年（前々年）に税務署へ提出した給与の源泉徴収票の枚数が100枚以上であった場合は、eLTAXによる提出が義務化されています。

6. 提出時のマイナンバーの確認
個人事業主の方が、マイナンバーを記載した給与支払報告書を提出の場合は、マイナンバー確認・本人確認書類の提示が必要です。

- （マイナンバー確認書類）
- マイナンバーカード
 - 住民票（マイナンバーの記載があるもの） など

- （本人確認書類）
- マイナンバーカード ○免許証 ○パスポート など

- （代理人が持参する場合）
- 委任状または税務代理権限証書
 - 同一世帯の親族が持参する場合のみ代理人の免許証のみで可。

総括表 記載例

「個人番号」「法人番号」の記載が必要です

⑦ 給与支払報告書（総括表） 令和 年 月 日提出
佐世保市長宛

給与支払者の個人番号 又は法人番号（右詰）	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
事業種目	建設業	受給者総人員 (他市町村の受給者含)	45人
フリガナ		指定番号	9112345678
給与支払者の 名称又は氏名	株式会社 SASEBO	報告人員	30人
同上の所在地	〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 ○×ガーデンビル2階	特別徴収	20人
連絡者の 氏名・所属 ・電話番号	所属 総務 氏名 佐世保太郎 電話(0956)24-1111 内線(****)	報告人員の内訳	
関与税理士 会計事務所 等の名称	担当者 △△税理士事務所 電話(000)000-0000 内線(****)	退職者・乙欄	5人
備考		受給者総人員 が2人以下	
		A 退職者・ 退職予定者	2人
		B 個人事業の 事業専従者	
		C 他事業所で 特別徴収	3人
		D 給与支払期間 が不定期・ 給与少額※1	
		給与の支払方法 及びその期日	月給 毎月25日
		特別徴収 納入書の送付	必要 ・ 不要
		※受付印	
		※前職記載	有 ・ 無

※佐世保市記入欄

★ 特別徴収できない受給者がある場合は、別紙「普通徴収理由書」の提出が必要です。
(※1 給与少額は965,000円以下)

【総括表の記載項目について】

受給者総人員
令和7年1月1日現在で給与の支払いを受ける者の総人員（退職予定者含む）

報告人員
令和6年中における給与受給者のうち、佐世保市への報告人数

A 退職者・退職予定者
翌年6月以降に産休等で退職する者・5月までに退職予定の者

B 個人事業の事業専従者
青色申告の専従者

C 他事業所で特別徴収
複数の給与支払いを受けており、他方の事業所で特別徴収されている者

D 給与の支払期間が不定期・給与少額（965,000円以下）
給与の支払期間が1か月を超える期間で定めのある者、月毎の給与支払額が一定でなく安定して天引きできない者、給与少額の者など

1. 総括表について

- 「佐世保市作成の総括表」を使用のこと。
- 印字内容（社名や所在地、書類送付先等）に変更がある場合は、朱書きで訂正してください。

2. 普通徴収理由書について

原則として、個人住民税の特別徴収（給与天引き）の対象は、全ての従業員となっています。ただし、「受給者総人員が2人以下」、「従業員が個人事業主の専従者」等、一定の理由に該当する場合は、普通徴収（個人自身で納付）にすることができます。

※本理由書を頭に、普通徴収の個人別明細書の上。

※本理由書の提出がない場合、「一定の事由」と認められない場合は、普通徴収希望であっても、特別徴収として課税されます。

※eLTAXを利用して給与支払報告書を提出される方は、この理由書に代えて、個人別明細書の摘要欄に該当する略号（A～D）を記入し、普通徴収の欄にチェックすること。

「⑦ 給与支払報告書（個人別明細書）」の記載上の注意



① 住所欄 必ず記載してください。
給与受給者の令和7年1月1日（中途退職者は退職時）現在の住所（本人確認のうえ、番地・方書まで詳細に。） *本市居住者のみ提出のこと。

④ 摘要欄
(1) 5人目以降の控除対象扶養親族（または16歳未満の扶養親族）の氏名
※16歳未満の扶養親族は氏名の後に(年少)と記載
(2) 同一年計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者・特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には配偶者氏名
※氏名の後に(同配)と記載
(3) 前職情報
前職（他社）分の給与等を合算して年末調整を行っている場合は、二重合算を防ぐため、必ずその支払者名、所在地、退職日、給与支払額、社会保険料額、源泉徴収税額
*前職情報の記載がない場合は、他社支払分を含んでいないものとして取り扱います。
(4) 乙欄該当者の方で特別徴収可能な方は「特別徴収」と記載
(5) 普通徴収理由書の理由により特別徴収できない場合は、理由の略号(A~D)を記載
(6) 所得金額調整控除の適用がある場合
※氏名の後に(調整)と記載
※対象者の名前が扶養親族欄に記載されている場合は記載を省略できます。
(7) 定額減税（年末調整をした場合のみ記載）
控除した年調減税額および控除外額を記載

⑨(源泉・特別)控除対象配偶者・扶養親族記入欄
配偶者控除・配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族の氏名及びマイナンバー
※5人以上の控除対象扶養親族（または16歳未満の扶養親族）がある場合は、「右端の5人目以降・・・」内に、「摘要」欄記載の者のマイナンバー

⑩本人該当事項
給与受給者本人が該当する事項があれば○印

7		※種別		※整理番号	
住所		長崎県佐世保市八幡町1番10号		1111 2222 3333	
氏名		佐世保 太郎		サセボ タロウ	
種別		給与・賞与		5,600,000円	
給与所得控除後の金額		4,040,000円		源泉徴収税額	
所得控除の額の合計額		2,003,000円		0円	
配偶者(特別)控除の額		380,000		1	
社会保険料等の金額		420,000円		93,000円	
生命保険料の控除額		120,000円		72,000円	
地震保険料の控除額		200,000円		16,200円	
住宅借入金等特別控除の額		20,000,000円		住	
前職		高砂商店 佐世保市新港町8-1 R6.5.31退職(支払額)1,800,000円(社会保険料)125,000円(源泉徴収)30,014円			
氏名		佐世保 花子		2222 3333 4444	
氏名		佐世保 次郎		3333 4444 5555	
氏名					
氏名					
氏名					
中途就・退職		○		6 6 1	
受給者生年月日		昭和		45 10 1	
個人番号又は法人番号		12345 6789 0123			
住所(居所)又は所在地		佐世保市八幡町1番10号○×ガーデンビル2階			
氏名又は名称		株式会社 SASEBO		(電話) 0956-xx-xxxx	

② 個人番号欄
給与受給者のマイナンバー

③ 氏名欄
氏名及び役職名・職務の名称 氏名・フリガナは必ず記載

⑤ 非居住者記入欄
扶養親族のうち、国外居住者の人数を記載
扶養親族記入欄の区分にも記載

⑥ 生命保険料の金額の内訳
「保険料控除申告書」より該当する欄へ内訳
※控除額ではなく支払額を記入のこと。

⑦ 住宅借入金等特別控除の額の内訳
住宅借入金等特別控除の適用がある場合、居住開始年月日・住宅借入金等特別控除可能額など

⑧ 配偶者の合計所得ほか
(1) 配偶者の合計所得
配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けた場合、配偶者の前年中の合計所得金額
※収入額ではありません。
(2) 国民年金保険料等の金額
社会保険料控除のうち、国民年金保険料等の金額
(3) 旧長期損害保険料の金額
地震保険料控除のうち、旧長期損害保険料支払額
(4) 基礎控除の額
合計所得金額の見積額が2,400万円以下の場合には記載不要
(5) 所得金額調整控除
適用がある場合

⑫ 生年月日 必ず記載してください。
元号は漢字で

⑪ 中途就・退職欄
令和6年中に中途就職又は退職の場合は、いずれかの欄に○印をつけ、その年月日を記載
※退職者でも記載がないと、「在職扱い」となり特別徴収となります。
※同一年に就職・退職した場合は退職日のみ。

※上記のほか記載要領については、国税庁「令和6年分 年末調整のしかた」及び「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。(国税庁のHPからダウンロードが可能です)
※eLTAXのご利用については右記QRコード(eLTAXホームページ動画コーナー)をご参照ください。
eLTAXにて給与支払報告書を提出された事業者様で、令和7年度特別徴収決定通知の受取方法を「電子データ」と選択された場合、書面による送付はいたしません。

